

府令・省令

○内閣府  
総務省令第七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第十二条第一項及び第二項の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年十二月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三  
総務大臣 野田 聖子

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後 改 正 前

第三條 〔略〕  
（住民票の写し等の提示を受けることが困難であると認められる場合等の本人確認の措置）

第三條 〔同上〕  
（住民票の写し等の提示を受けることが困難であると認められる場合等の本人確認の措置）  
〔項を加える。〕

2 第二條 〔略〕  
九条又は消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第九条第四項若しくは第五十七条第一項（同項第一号に係る部分に限る。）に規定する届出書の提出において、過去に法第十六条の規定により本人確認の措置を講じている者について、前項第一号に掲げる措置をとることにより令第十二条第一項第一号に掲げる書類の提示を受けることができない。

一 所得税法第百四十三条の承認を受けている居住者又は同法第百六十六条において準用する同法第百四十三条の承認を受けている非居住者から同法第二條第一項第四十号に規定する青色申告書の提出を受けるとき（当該申告書に同法第百二十條第一項第四号若しくは第六号又は第百二十三條第二項第六号若しくは第七号に掲げる金額の記載がある場合及び同法第百二十四條又は第百二十五條の規定により相続人から当該申告書の提出を受ける場合を除く。）。  
二 消費税法第二條第一項第三号に規定する個人事業者から同法第四十二條の二に規定する中間申告書又は同法第四十五條第一項に規定する申告書の提出を受けるとき（当該申告書に同項第五号に掲げる不足額の記載がある場合及び同條第二項又は第三項の規定により相続人から当該申告書の提出を受ける場合を除く。）。

6 5 4 3 2 1  
〔略〕  
〔略〕  
〔略〕  
〔略〕  
〔略〕  
〔略〕

（代理人である個人番号提供者を確認できる書類等の提示を受けることが困難であると認められる場合等の本人確認の措置）

6 第九條 〔155 略〕  
（代理人である個人番号提供者を確認できる書類等の提示を受けることが困難であると認められる場合等の本人確認の措置）

若しくは第五十七條第一項（同項第一号に係る部分に限る。）に規定する届出書の提出において、過去に法第十六条の規定により本人確認の措置を講じている者について、前項第一号に掲げる措置をとることにより令第十二條第二項第三号に掲げる書類の提示を受けることができない。

5 4 3 2 1  
〔同上〕  
〔同上〕  
〔同上〕  
〔同上〕  
〔同上〕  
第九條 〔155 同上〕  
〔項を加える。〕

（代理人である個人番号提供者を確認できる書類等の提示を受けることが困難であると認められる場合等の本人確認の措置）

一 所得税法第百四十三条の承認を受けている居住者の代理人又は同法第百六十六条において準用する同法第百四十三条の承認を受けている非居住者の代理人から同法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書の提出を受けるとき（当該申告書に同法第百二十条第一項第四号若しくは第六号又は第百二十三条第二項第六号若しくは第七号に掲げる金額の記載がある場合及び同法第百二十四条又は第百二十五条の規定による当該申告書の提出を相続人の代理人から受ける場合を除く。）。

二 消費税法第二条第一項第三号に規定する個人事業者の代理人から同法第四十二条の二に規定する中間申告書又は同法第四十五条第一項に規定する申告書の提出を受けるとき（当該申告書に同項第五号に掲げる不足額の記載がある場合及び同条第二項又は第三項の規定による当該申告書の提出を相続人の代理人から受ける場合を除く。）。

（書面の送付により個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置）

第十一条 個人番号利用事務等実施者は、個人番号が記載された書面の送付により個人番号の提供を受ける場合には、法第十六条令第十二条第一項若しくは第二項又は第一条第三項第一号、第三条第一項第六号、第三項若しくは第四項、第六条第二項、第七条第二項若しくは第九条第一項若しくは第五項第六号の規定により提示を受けることとされている書類又はその写しの提出を受けなければならない。

2 第一条第三項の規定は前項の規定による法第十六条の主務省令で定める書類として第一条第一項第一号又は第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第三条第一項の規定は前項の規定による令第十二条第一項第一号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第三条第三項及び第四項の規定は前項の規定による令第十二条第一項第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第九条第一項及び第二項の規定は前項の規定による令第十二条第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第九条第五項の規定は前項の規定による令第十二条第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、それぞれ準用する。

（個人番号指定請求書の提出を受ける場合の本人確認の措置）

第十二条 令第三条第二項において準用する法第十六条の規定による個人番号指定請求書（令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。）の提出を受ける市町村長が行う本人確認の措置については、第一条第一項、第二条、第三条第一項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。）及び第三項（第二号を除く。）、第四条（第二号口を除く。）並びに第十七条第一項の規定を準用する。この場合において、第一条第一項第一号中「特別永住者証明書」とあるのは「特別永住者証明書のうち個人番号指定請求書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。）の提出を受ける市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が適当と認めるもの」と、同項第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、同項第三号中「二以上」とあるのは「二以上（当該書類の提示を受けるとともに当該書類の提示を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項について申告を受けることその他の個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める措置をとることにより当該書類の提示を行う者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができる場合には、一以上）」と、同号イ中「特別児童扶養手当証書」とあるのは「特別児童扶養手当証書のうち個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める書類」と、同号口中「個人番号利用事務

（書面の送付により個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置）

第十一条 個人番号利用事務等実施者は、個人番号が記載された書面の送付により個人番号の提供を受ける場合には、法第十六条令第十二条第一項若しくは第二項又は第一条第三項第一号、第三条第一項第六号、第二項若しくは第三項、第六条第二項、第七条第二項若しくは第九条第一項若しくは第五項第六号の規定により提示を受けることとされている書類又はその写しの提出を受けなければならない。

2 第一条第三項の規定は前項の規定による法第十六条の主務省令で定める書類として第一条第一項第一号又は第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第三条第一項の規定は前項の規定による令第十二条第一項第一号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第三条第二項及び第三項の規定は前項の規定による令第十二条第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第九条第一項及び第二項の規定は前項の規定による令第十二条第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第九条第五項の規定は前項の規定による令第十二条第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、それぞれ準用する。

（個人番号指定請求書の提出を受ける場合の本人確認の措置）

第十二条 令第三条第二項において準用する法第十六条の規定による個人番号指定請求書（令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。）の提出を受ける市町村長が行う本人確認の措置については、第一条第一項、第二条、第三条第一項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。）及び第二項（第二号を除く。）、第四条（第二号口を除く。）並びに第十七条第一項の規定を準用する。この場合において、第一条第一項第一号中「特別永住者証明書」とあるのは「特別永住者証明書のうち個人番号指定請求書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。）の提出を受ける市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が適当と認めるもの」と、同項第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、同項第三号中「二以上」とあるのは「二以上（当該書類の提示を受けるとともに当該書類の提示を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項について申告を受けることその他の個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める措置をとることにより当該書類の提示を行う者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができる場合には、一以上）」と、同号イ中「特別児童扶養手当証書」とあるのは「特別児童扶養手当証書のうち個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める書類」と、同号口中「個人番号利用事務

実施者が」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が」と、第二条第一号中「前条」とあるのは「第十二条第一項において読み替えて準用する前条」と、同条第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、第三条第三項中「二以上」とあるのは「二以上（当該書類の提示を受けるとともに当該書類の提示を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項について申告を受けることその他の個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める措置をとることにより当該書類の提示を行う者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができる場合には、一以上）」と、同項第一号中「第一条第一項第三号イ及びロ」とあるのは「第十二条第一項において読み替えて準用する第一条第一項第三号イ及びロ」と、第四条第二号イ中「前条第一項第一号から第五号までに掲げるいずれかの」とあるのは「第十二条第一項において準用する前条第一項第四号に掲げる」と、同号二中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と読み替えるものとする。

2 「略」

3 個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長は、個人番号指定請求書の送付によりその提出を受ける場合には、令第三条第二項において準用する法第十六条、令第十二条第一項若しくは第三条第七項において準用する令第十二条第二項又は第一項において準用する第三条第三項若しくは前項において準用する第六条第二項、第七条第二項若しくは第九条第一項の規定により提示を受けることとされている書類又はその写しの提出を受けなければならない。

4 第一項において準用する第三条第一項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。）の規定は前項の規定による令第十二条第一項第一号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第一項において読み替えて準用する第三条第三項（第二号を除く。）の規定は前項の規定による令第十二条第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第二項において読み替えて準用する第九条第一項の規定は前項の規定による令第十二条第二項第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第二項において準用する第九条第五項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。）の規定は前項の規定による令第十二条第二項第三号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、それぞれ準用する。

（指定都市の区及び総合区に対するこの命令の適用）

**第二十二条** 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市についてこの命令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二条第一項	「略」	「略」
第三条第三項中	「略」	「略」
第三条第一項第四号中「備える市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長」とあるのは「作成した区長（総合区長を含む。）」と、同条第三項中	「略」	「略」

実施者が」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が」と、第二条第一号中「前条」とあるのは「第十二条第一項において読み替えて準用する前条」と、同条第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、第三条第二項中「二以上」とあるのは「二以上（当該書類の提示を受けるとともに当該書類の提示を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項について申告を受けることその他の個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める措置をとることにより当該書類の提示を行う者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができる場合には、一以上）」と、同項第一号中「第一条第一項第三号イ及びロ」とあるのは「第十二条第一項において読み替えて準用する第一条第一項第三号イ及びロ」と、第四条第二号イ中「前条第一項第一号から第五号までに掲げるいずれかの」とあるのは「第十二条第一項において準用する前条第一項第四号に掲げる」と、同号二中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と読み替えるものとする。

2 「同上」

3 個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長は、個人番号指定請求書の送付によりその提出を受ける場合には、令第三条第二項において準用する法第十六条、令第十二条第一項若しくは第三条第七項において準用する令第十二条第二項又は第一項において準用する第三条第二項若しくは前項において準用する第六条第二項、第七条第二項若しくは第九条第一項の規定により提示を受けることとされている書類又はその写しの提出を受けなければならない。

4 第一項において準用する第三条第一項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。）の規定は前項の規定による令第十二条第一項第一号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第一項において読み替えて準用する第三条第二項（第二号を除く。）の規定は前項の規定による令第十二条第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第二項において読み替えて準用する第九条第一項の規定は前項の規定による令第十二条第二項第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第二項において準用する第九条第五項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。）の規定は前項の規定による令第十二条第二項第三号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、それぞれ準用する。

（指定都市の区及び総合区に対するこの命令の適用）

**第二十二条** 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市についてこの命令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二条第一項	「同上」	「同上」
第三条第二項中	「同上」	「同上」
第三条第一項第四号中「備える市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長」とあるのは「作成した区長（総合区長を含む。）」と、同条第二項中	「同上」	「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。



附則

第一条 この命令は、平成三十年一月一日から施行する。  
(経過措置)

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十九条又は消費税法（昭和六十三年法律第八十号）第九條第四項若しくは第五十七條第一項（同項第一号に係る部分に限る。）に規定する届出書を提出した者（所得税法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第七十一号）の施行の日前において、同法による改正後の所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第六十六條の二の規定を適用することとしたならば、同条に規定する申告をしなければならない者を含む。）のうち、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後の所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書又は消費税法第二条第一項第十七号に規定する確定申告書等若しくは第四十二條の二に規定する中間申告書の提出において、法第十六條の規定により本人確認の措置を講じている者は、この命令による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第三条第二項柱書及び第九條第六項柱書に規定する法第十六條に規定する本人確認の措置を講じている者とみなす。

告

示

○国家公安委員会告示第六十九号  
道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第一百條第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第一百條第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。  
平成二十九年十二月八日  
国家公安委員会委員長 小此木八郎

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前																				
<p>国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次の表の上欄に掲げる一般国道（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第二号に規定する一般国道をいう。）のうち、同表の下欄に掲げる区間内の自動車専用道路である部分</p> <table border="1"> <tr> <th>路線名</th> <th>区間</th> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>四百九号</td> <td>川崎市から木更津市まで</td> </tr> <tr> <td>四百二十三号</td> <td>箕面市坊島から同市下止々呂美まで</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td></td> </tr> </table>	路線名	区間	〔略〕		四百九号	川崎市から木更津市まで	四百二十三号	箕面市坊島から同市下止々呂美まで	〔略〕		<p>国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 〔同上〕</p> <table border="1"> <tr> <th>路線名</th> <th>区間</th> </tr> <tr> <td>〔同上〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>四百九号</td> <td>川崎市から木更津市まで</td> </tr> <tr> <td>〔項を加える。〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〔同上〕</td> <td></td> </tr> </table>	路線名	区間	〔同上〕		四百九号	川崎市から木更津市まで	〔項を加える。〕		〔同上〕	
路線名	区間																				
〔略〕																					
四百九号	川崎市から木更津市まで																				
四百二十三号	箕面市坊島から同市下止々呂美まで																				
〔略〕																					
路線名	区間																				
〔同上〕																					
四百九号	川崎市から木更津市まで																				
〔項を加える。〕																					
〔同上〕																					

備考 表中「〔 〕」の記載は注記である。

附則

この告示は、平成二十九年十二月十日から施行する。

○国家公安委員会告示第七十号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
平成二十九年十二月八日  
国家公安委員会委員長 小此木八郎

名簿記載者公告番号 Q E - 29 (ラジュカル・イ・ジャングクイ (LASHKARI JHANGVI (J)))

1 変更前

名簿に記載された年月日 2003年2月3日 (2011年12月13日に改訂)

その他参考となるべき事項 主にパキスタンのパンジャブ州及びカラチ市に拠点を置く。2010年に活動が禁止されたが、パキスタンにおいて活動的である。安全保障理事会決議第1822号(2008年)に基づく見直しは2010年6月21日に終了した。

2 変更後

名簿に記載された年月日 2003年2月3日 (2011年12月13日及び2017年11月20日に改訂)

その他参考となるべき事項 主にパキスタンのパンジャブ州及びカラチ市に拠点を置く。2010年に活動が禁止されたが、パキスタンにおいて活動的である。安全保障理事会決議第2161号(2014年)に基づく見直しは2016年12月23日に終了した。同人に対するインターネット・ポータル(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク: <https://www.interpol.int/en/notice/search/une/5282017>

○外務省告示第四百一号

日本国政府は、平成二十二年十月十五日に名古屋で採択された「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書」の受諾書を平成二十九年十二月五日に国際連合事務総長に寄託していたところ、同補足議定書は、その第十八條一の規定に従い、平成三十年三月五日に効力を生ずる。

なお、同補足議定書の締約国は、平成二十九年十二月一日現在、次のとおりである。

アルバニア共和国、ブルガリア共和国、ブルキナファソ、カンボジア王国、中央アフリカ共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、キューバ共和国、チェコ共和国、デンマーク王国、エストニア共和国、フィンランド共和国、ドイツ連邦共和国、ギニアビサウ共和国、ハンガリー、インド、アイルランド、ラトビア共和国、リベリア共和国、リトアニア共和国、ルクセンブルク大公国、マリ共和国、メキシコ合衆国、モンゴル国、オランダ王国、ノルウェー王国、ルーマニア、スロバキア共和国、スロベニア共和国、スペイン王国、スワジランド王国、スウェーデン王国、スイス連邦、シリア・アラブ共和国、トーゴ共和国、ウガンダ共和国、アラブ首長国連邦、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、ベトナム社会主義共和国、欧州連合

平成二十九年十二月八日

外務大臣 河野 太郎